



我孫子市消防本部告示第4号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定により、消防長が火災予防上必要と認めて指定するものを次のように定める。

令和3年4月1日

我孫子市消防長 深山和義



- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - （1） 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの
 - （2） 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの
- 2 令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のものであって、次に掲げる設備のいずれかが設置されているもの
 - （1） 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - （2） 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のもの

を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式のものを除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式のものを除く。)、又は粉末消火設備(移動式のものを除く。)

3 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上のものであって、次に掲げる設備のいずれかが設置されているもの

(1) 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備

(2) 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式のものを除く。)、不活性ガス消火設備(移動式のものを除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式のものを除く。)、又は粉末消火設備(移動式のものを除く。)